

# 上海市著名商標認定・保護弁法

2012年5月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

**上海市著名商標認定・保護弁法**  
(2012年3月14日上海市人民政府令第82号公布)

**第一章 総則**

**第一条 (目的と根拠)**

上海市著名商標認定業務を規範化し、上海市著名商標の所有者、使用者及び消費者の適法な權益を保護し、經濟發展を促進するため、「中華人民共和國商標法」などの法律、法規の規定に基づき、上海市の実情を勘案して本弁法を制定する。

**第二条 (定義)**

本弁法にいう上海市著名商標（以下「著名商標」という）とは、関連公衆に広く知られており、上海市の市場において高い信望を持ち、本弁法の規定により認定された商標を指す。

**第三条 (管理部門)**

上海市工商部門は本弁法の実施を取りまとめる責任を負う。  
經濟情報化、商務、稅務、品質技術監督、知的財産權、統計などの部門は各自の職責に基づき、協力して本弁法を実施する。

**第四条 (審査委員会及びその業務機関)**

上海市工商部門の手配により設立された著名商標審査委員会（以下「審査委員会」という）が、著名商標認定の審査業務を担う。

審査委員会の委員は関連部門、企業が推進する人員から構成され、具体的には以下を含む。

(一) 消費者權益保護委員会、関連業界協会、上海市商標協会などの社会団体の代表

(二) 經濟、法律、知的財産權などの分野の専門家

(三) 工商、統計、品質技術監督などの関連部門の代表

審査委員会の日常事務は、上海市工商部門が指定する業務機関（以下「審査委員会業務機関」という）が担う。

審査委員会の委員選出方式、任期及び審査規則は、上海市工商部門が制定し、一般公布する。

**第五条 (基本原則)**

著名商標の認定申請は、自由意思の原則に基づき実施する。

著名商標の認定は「公開、公平、公正」の原則を遵守する。

上海市は自然人、法人及びその他の組織が法に基づき商標登録を申請し、商標知名度を高め、著名商標を築きあげることを激励する。

## 第六条（主体责任）

著名商標の所有者及び使用者は関連する法律、法規、規則及び基準に基づいた生産、経営活動に従事し、著名商標を使用する商品の品質信頼性、安全性を保証し、商標使用及び管理の制度を常に完備させ、社会監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

## 第二章 著名商標の認定

### 第七条（申請条件）

以下の条件を満たす商標登録者は著名商標の認定を申請できる。

（一）商標登録者が上海市の戸籍または上海市の居住証を保有する自然人、又は法に基づき上海市に設立された法人若しくはその他の組織であること。

（二）商標権に関する紛争がなく、中国国内において登録から満2年が経過しており、且つ実際の使用が満3年に達しており、関連公衆の間で比較的高い知名度を持っていること。

（三）当該商標を使用する商品の品質は信頼性が高く安全で、良好な市場評価を得ていること。

（四）当該商標を使用する商品の直近3年の売上高、利益、税金など主な経済指標が上海市の該当業界においてトップクラスにあること。

（五）商標登録者及び使用者が既に商品品質クレーム及び紛争処理制度を確立しており、運用状況が良好であること。

（六）商標登録者が既に商標使用及び管理の制度を確立しており、運用状況が良好であること。

（七）商標登録者と使用者が直近3年間、深刻な違法行為を起こしていないこと。

非営利性の商標登録者が著名商標の認定を申請する場合、本条（四）の規定は適用しない。

### 第八条（申請提出）

上海市工商部門は毎年3月末までに公告を出し、当年の著名商標申請の期限、申請受理箇所などの事項を明確にしなければならない。

商標登録者が著名商標認定を申請する場合、所在地の区、県の工商部門に認定申請書と本弁法第七条が規定する条件を満たすことを証明する関連書類を提出しなければならない。

申請者は提出する書類の真実性及び適法性について責任を負わなければならない。

### **第九条（受理審査）**

区、県の工商部門は上海市工商部門の委託を受け、著名商標認定申請の受理業務を担う。

区、県の工商部門は申請書類を受領した日から起算して 30 日以内に、申請書類に不備がないかを審査し、受理の可否を決定しなければならない。受理を決定した場合、書面にて申請者に通知し、受理決定の日から起算して 10 日以内に、申請書類を審査委員会業務機関に送付しなければならない。不受理を決定した場合、書面にて申請者に通知し理由を説明しなければならない。申請書類の補正が必要な場合、区、県工商部門は申請者に期限内に補正するよう一括通知しなければならない。申請者が期限を過ぎても補正しなかった場合、申請を放棄したとみなす。

### **第十条（状況確認）**

審査委員会業務機関は区、県の工商部門が提出した書類を受領した後 3 ヶ月以内に、認定申請が本弁法第七条に定める条件を満たすかについて調査確認を行い、審査委員会に書面報告を提出しなければならない。

審査委員会業務機関が状況確認を行うとき、関連部門、業界協会、消費者権益保護委員会及び消費者代表の意見を聴取しなければならない。

### **第十一条（集中審査）**

審査委員会は会議を招集し、認定申請書類と審査委員会業務機関の書面報告に対する審査と表決を集中的に行わなければならない。

審査会議に出席する委員人数が審査委員会の委員総数の 3 分の 2 以上を占めることが必要で、無記名方式の投票を行い、審査委員会の審査結果を出す。認定申請は審査会議に出席する委員総数の 3 分の 2 以上が同意することにより、著名商標と認定される。

### **第十二条（書面承諾と回避）**

審査委員会の委員は審査規則など業務規範を厳格に遵守し、申請者の営業秘密を保護し、審査過程における情報を漏洩してはならない旨の承諾書に署名しなければならない。

審査会議に出席する委員が申請者と利害関係があり、審査の公正性に影響を及ぼす可能性があるとき、回避を申請しなければならない。審査委員会委員の回避は、審査委員会主任により決定する。審査委員会主任の回避は、審査委員会の全体討議により決定する。

### **第十三条（審査結果の公示）**

審査委員会は審査結果に基づき、認定予定の著名商標についての公示を出さなければならない。

認定予定の著名商標の公示が出された日から起算して15日以内は、いかなる企業及び個人も書面形式により審査委員会業務機関に異議を提出することができる。その際、証明書類を提出する必要がある。審査委員会業務機関は異議及び証明書類を受領した後、30日以内に調査確認を行い、審査委員会に対して書面報告を提出しなければならない。

### **第十四条（認定公告と認定証書）**

公示期間が満了し異議がなかった場合、又は異議があつたが審査委員会が異議不成立と認めた場合、上海市工商部門は審査結果に基づき認定公告を出し、認定証書を発行する。

著名商標認定証書は商標登録者の名称、認定された商標及び当該商標を使用する商品、有効期間などの事項を明記しなければならない。

### **第十五条（有効期間）**

認定された著名商標の有効期間は3年とし、認定公告が出された日より起算する。

### **第十六条（延長と譲渡）**

著名商標の有効期間満了の6ヶ月前に、著名商標所有者は所在地の区、県の工商部門に延長を申請できる。

著名商標所有者が有効期間内にその登録商標を譲渡した場合、被譲渡人は再度著名商標の認定申請を行わなければならない。

著名商標の延長申請、著名商標の再度認定申請に関する条件、手順、有効期間などは、本章第七条から第十五条の規定を適用する。

### **第十七条（経費の保障と使用）**

著名商標認定の事務経費は、上海市工商部門の予算に算入されており、当事者にはいかなる費用も請求しない。

上海市各級行政機関は財政資金またはその他公共資源を利用して、著名商標の所有者及び使用者のために商業宣伝を行ってはならない。

## **第三章 著名商標の保護と管理**

### **第十八条（著名商標の使用規範）**

著名商標の所有者と使用者は認定された商品（以下「著名商標商品」という）の包装、装飾、広告などの媒体上に「上海市著名商標」の文言及びマークを使用することができる。その他いかなる企業及び個人も、「上海市著名商標」の文言及びマークを勝手に使用してはならない。

### **第十九条（登録事項変更の届出）**

著名商標の所有者が法に基づき商標登録事項を変更する場合、国家工商総局商標局により変更が承認された日から起算して 30 日以内に、上海市工商部門に届け出なければならない。

### **第二十条（著名商標保護リスト）**

上海市工商部門は上海市著名商標保護リストを作成して公表し、リストの写しを上海市の関連部門及び上海市以外の省・市の工商部門に通達する。

市、区、県の工商部門は、著名商標登録商標専用権を侵害する行為に対する主動的な取り締まりを強化しなければならない。

### **第二十一条（商品名称、包装、装飾の保護）**

著名商標商品に特有の名称、包装、装飾を勝手に使用し、または著名商標と類似する名称、包装、装飾を使用し、著名商標商品との混同を招き、購入者に著名商標商品であると誤認させた場合、工商部門は「中華人民共和国不正競争防止法」などの法律、法規に基づき処分する。

### **第二十二条（他企業の名称登記に対する制限）**

著名商標と同一または類似する文字が企業名称登記に申請され、同一業界に属する場合、工商部門はこれを不承認とする。同一業界に属さないが公衆の誤認を招くに足るものであり、且つ著名商標所有者の適法な権益に損害を及ぼす恐れがある場合、工商部門は不承認とする。

### **第二十三条（市外の機関との協力）**

著名商標所有者は、その著名商標の登録商標専用権が上海市行政区域外において侵害を受け、上海市の工商部門に支援を求める場合、上海市工商部門はすみやかに上海市外の省・市の工商部門と連絡、協力するとともに、当事者が著名商標の合法的な権益を維持できるように指導しなければならない。

### **第二十四条（行政監督）**

市及び区・県の工商部門は著名商標への管理を強化し、著名商標の管理文書を確立、整備し、著名商標の使用状況を監督し、著名商標の保護活動を指導しなければならない。

その他の部門が著名商標の所有者及び使用者に違法、規定違反の状況があることを発見したとき、すみやかに上海市工商部門に通報しなければならない。

### **第二十五条（社会監督）**

いかなる企業及び個人も、著名商標の所有者、使用者に違法、規定違反の状況があることを発見した場合、工商部門及び関連部門にクレーム、通報をすることができる。

消費者権益保護委員会が法に基づき職責を履行する過程で、著名商標の所有者または使用者が消費者の合法的な権益を侵害する活動を行っていることが発見されたとき、書面により上海市工商部門に通知しなければならない。

### **第二十六条（著名商標商品品質の追跡）**

上海市工商部門は定期的に関連部門、消費者権益保護委員会からの著名商標商品の品質に関する情報を収集し、著名商標商品の品質追跡調査を重点的に行わなければならない。問題が発見された場合、著名商標の所有者及び使用者にすみやかに是正するよう督促しなければならない。

## **第四章 法的責任**

### **第二十七条（著名商標の抹消）**

著名商標の所有者、使用者に次に掲げる事由の一つに該当する場合、上海市工商部門は審査委員会の審査を経て、当該著名商標を抹消し、公告する。

（一）消費者のクレームが集中し、適切な処理がなされていない場合。

（二）規定を違反して「上海市著名商標」の文言、マークを使用し、または認定証書など証明文書の改ざん、貸与をした場合。

(三) 虚偽の書類を提出、またはその他の詐欺的手段により著名商標の認定を受けた場合。

(四) 著名商標商品の品質問題により社会に悪影響を与えた場合。

(五) 虚偽の宣伝、消費者詐欺など深刻な違法行為があった場合。

著名商標が本条（一）、（二）の原因により抹消された場合、5年以内は著名商標の認定申請をすることができない。本条（三）、（四）、（五）の原因により抹消された場合、著名商標の認定申請を再び行うことはできない。

審査委員会において著名商標の抹消について重大な紛争があるとき、観察期間の設置を決定でき、審査委員会業務機関が追跡調査を行い、調査結果を審査委員会に提出する。

### **第二十八条（違法行為の処罰）**

著名商標の所有者が商標登録事項を変更した後、届出をしなかった場合、工商部門により期限内に是正するよう命じられる。期限内に是正しなかった場合、1000元以上5000元以下の罰金処分を科す。

「上海市著名商標」の文言、マークを勝手に使用した場合、工商部門により是正を命じられ、且つ5000元以上1万元以下の罰金処分を併科できる。情状が重大である場合、1万元以上3万元以下の罰金処分を科す。

### **第二十九条（審査委員会委員の規定違反責任）**

審査委員会の委員に以下の状況の一つがあるとき、上海市工商部門は委員資格を剥奪し、公告する。

(一) 審査への参与を利用して、不正な利益の取得を図った場合。

(二) 回避、機密保持などの業務規範に違反し、悪影響を及ぼした場合。

(三) 正当な理由なく、審査活動への参加を拒否した場合。

### **第三十条（行政責任）**

工商部門及びその業務人員に次に掲げる事由の一つに該当する場合、上級機関または監督機関が是正を命じ、法に基づき直接責任を負う主管者とその他直接責任を負う人員を処分する。犯罪に該当する場合、法に基づき刑事責任を追究する。

(一) 正当な理由なく、著名商標認定申請の受理を拒否した場合。

(二) 規定に違反する手続きにより、著名商標を認定した場合。

(三) 法に基づく著名商標保護と管理の職責を履行しない場合。

(四) その他職務怠慢、職権濫用、私利を図る不正行為があった場合。



## 第五章 附則

### 第三十一条（役務商標）

本弁法中の商品商標に関する規定は、役務商標にも同様に適用される。

### 第三十二条（施行日）

本弁法は2012年5月1日より施行する。本弁法の施行前に認定された著名商標は、元来の認定期間内において引続き有効とする。